

みやぎ環境制御技術交流ネットワーク規約

(目的)

第1 県は、本県の園芸作物の栽培管理者が、環境及び作物の生育の状態、収量など園芸生産に必要なデータを活用することを通じて、園芸作物の品質や収量の向上や収益の改善などの目標を達成することを支援するため、データを相互に交換しながら、技術を研鑽する場として「みやぎ環境制御技術交流ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)」を設置する。

(構成員)

第2 ネットワークは以下の条件を満たす正会員、準会員及び賛助会員(以下「会員」という。)により構成する。

- (1) 正会員は、環境制御機器又は環境モニタリング機器を使用し、宮城県内において販売目的で施設園芸に取り組む農業法人又は個人生産者で、正会員が相互に情報を共有するため、自らが保有する栽培管理に関するデータをネットワークに提供可能な者とする。
- (2) 準会員は、農業関係団体及び行政機関とする。
- (3) 賛助会員は、民間企業とし、ネットワーク活動に寄与する情報を提供可能な者とする。
- (4) その他、宮城県農政部園芸推進課長(以下「課長」という。)が正会員、準会員及び賛助会員に適切と判断した者

(事業及び活動)

第3 ネットワークは、前項の目的を達成するため、次の事業及び活動を行う。

- (1) 園芸生産に必要なデータの正会員間での共有及び管理
- (2) 環境制御技術を中心とした栽培管理技術に関する会員相互の情報共有の促進
- (3) 環境制御技術を中心とした栽培管理技術に関する研修会や現地視察の開催
- (4) その他会員相互の技術研鑽に役立つ事項

(事業及び活動の開催)

第4 ネットワークの事業及び活動については、課長が開催し、会員を招集する。

2 課長は、必要と認める場合には、会員以外の者にも事業及び活動へ参加させ、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

第5 ネットワークの運営に関する事務を処理するため、宮城県農政部園芸推進課に事務局を置く。

(加入)

第6 ネットワークへの参加を希望する者は、別紙加入申込書に必要な事項を記載し、事務局まで提出し、課長の承認を得るものとする。

2 賛助会員は、別紙誓約書も、事務局まで提出するものとする。

(会費)

第7 会費は無料とする。ただし、事業及び活動に伴い経費が発生する場合には、その都度会員から負担金を徴収するものとする。

(情報の取扱い)

第8 ネットワークの情報管理については、宮城県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮城県条例第72号)及びその他関係法令に準じて取り扱うものとする。

2 会員及びネットワークの事業及び活動に参加した者は、ネットワークの事業及び活動を通じて得られた情報をネットワークの事業及び活動以外の目的には使用しないこと。

3 会員及びネットワークの事業及び活動に参加した者から提供された情報やデータを統合や分析して得られる二次的な成果物のうち、課長が公共の利益に役立つと判断したものは公開することができる。

附 則

この規約は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この規約は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は令和5年8月1日から施行する。